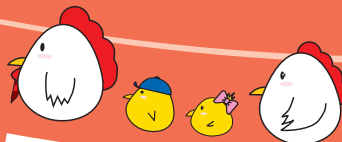


比べて
ください!



2023年1月改定

新しく充実のメニューをプラス!

自動車共済

まかせて
安心!

バイクも
加入
できます

充実の
補償内容



電話でも受付ます
お見積もりは
無料です!!



お見積もりの際には、
現在ご契約の
自動車保険証券・車検証を
お手元にご用意ください。

各自動車共済協同組合のエリア

- 北海道 北海道
- 東北 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
- 関東 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、長野、新潟
- 中部 富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
- 西日本 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

団体割引が適用されます! お見積りは無料!! 13PのFAX申込シート、下記WEBから

ご利用のみなさまには、団体割引が適用されます。割引率は団体の損害率により毎年10月に見直されます。

インターネットで掛金お見積り▶ <https://www.kyousai.jp/>



国公共済会



フリーダイヤル

0120-550-935

携帯電話からは **03-6807-5710**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス 4F FAX 03-3580-2885 E-mail kuruma@k-kyosai.jp

※2020年11月24日から住所、電話・FAX番号が変更になりました。

相手への賠償 P.3

●対人賠償共済 (人身事故)

相手の方にケガをさせてしまった

●対物賠償共済 (物損事故)

相手の方の車や物を壊してしまった

●臨時費用特約

●対物超過修理費用特約

ご自身とご家族の補償 P.4~5

●人身傷害共済

自動車事故でケガをしてしまった

●搭乗者傷害共済

(一時金払)

運転者や同乗者がケガをしてしまった

●自損事故傷害特約

(対人賠償共済に自動付帯)

●無共済車傷害特約

(対人賠償共済に自動付帯)

お車の補償 P.6

●車両共済

●車両新価特約

●車両超過修理費用特約

その他の特約とサービス P.7~10

●ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

●代車費用特約

●弁護士費用特約

●運転者年齢条件特約

●運転者本人限定特約

●運転者本人・配偶者限定特約

ほか



マークの説明



自動的に付帯されています。



ご希望により付帯できます。



注意事項

車種区分	区分の色
自家用普通乗用車	3 自家用車種 自家用8車種
自家用小型乗用車	
自家用軽四輪乗用車	
自家用小型貨物車	
自家用軽四輪貨物車	
自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)	
自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)	
特種用途自動車(キャンピング車)	

相手への賠償

他人にケガをさせたり、他人の車や物を壊してしまったとき

◆対人賠償共済

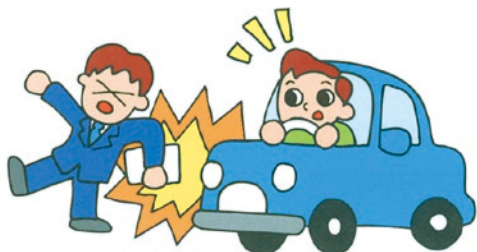
◆臨時費用特約

◆対物賠償共済

◆対物超過修理費用特約

対人賠償共済

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者1名ごとに、ご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠責共済で支払われる部分を除きます。)

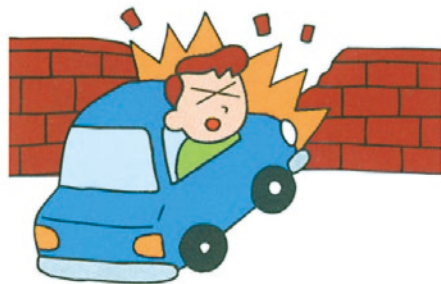


●対人賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者	被害内容
5億2,853万円	横浜地裁	眼科開業医(男41歳)	死亡
4億5,381万円	札幌地裁	公務員(男30歳)	後遺症

対物賠償共済

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



●対物賠償 高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故状況	被害物
2億6,135万円	神戸地裁	高速道路・追突横転炎上	積荷 (呉服・洋服・毛皮)
1億3,580万円	東京地裁	衝突事故	店舗 (パチンコ店)

オフショーン 臨時費用特約

被共済者に法律上の損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡または、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合に、見舞費用等として共済金をお支払いします。

●お支払いする共済金(1事故につき被害者1名ごと)

被害者の状態			共済金のお支払 限度額	お支払いする共済金	
				定額払 共済金	実損払 共済金
死亡の場合			50万円	15万円	被共済者が実際に 支払った見舞金等 の費用
後遺障害の場合※			50万円	15万円	
傷害に対して医師の治 療を要した場合	治療日数	181日以上	30万円	3万円	
		91日以上	20万円		
		31日以上	10万円		
		15日以上	5万円		
			4日以上	1万円	1万円

※臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款<別表1>後遺障害等級表の表1の第1級、第2級または表2の第1級から第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

対物賠償共済にセット

自動付帯 対物超過修理費用特約

対物賠償共済金が支払われる事故で、相手のお車の修理費が時価額を超える場合に、その超過する修理費について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。

【例】被共済者の過失割合が100%の追突事故の場合

【ご契約内容】対物賠償共済:無制限、免責金額*:0万円

【相手自動車】時価額40万円 修理費総額60万円の場合

相手方自動車 修理費総額 60万円	時価額 超過分 20万円	時価額超過分をこの特約でお支払い 20万円(60万円-40万円) (50万円限度)
	時価額 40万円	対物賠償共済で お支払い

※免責金額:被共済者の自己負担額です。

対人賠償・対物賠償とも

示談交渉サービス

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は各自動車共済協同組合が責任を持って行います。



被共済者に法律上の損害賠償責任がない場合など、示談交渉をすることができない場合があります。

ご自身とご家族の補償

自動車事故でケガをしたとき
 ◆人身傷害共済 ◆自損事故傷害特約
 ◆搭乗者傷害共済 ◆無共済車傷害特約

人身傷害共済

自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などに死傷された場合、自動車共済普通共済約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ（下表）によって異なります。



①ご契約者ご本人やそのご家族の歩行中の事故でも補償します。

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約車搭乗中の事故でケガをした	借りた車に搭乗中ケガをした	歩行中・自転車乗車中に自動車にはねられた
基本補償+車外事故補償	○	○	○
基本補償（ご契約車搭乗中のみ）	○	×	×

1. 人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起こされた場合、お客様に生じた総損害額に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。
2. ご契約者が「個人」の場合で、1台目のお車をすでに当自動車共済または他社で人身傷害共済（保険）を車外事故補償でご契約中の場合には、2台目以降のお車におつけいただく人身傷害共済は「ご契約車搭乗中のみ補償」となります。

②ご契約者ご自身の過失分も補償！

自動車事故で死傷された場合の総損害額を、共済金額の範囲内でまとめて補償します。

例 総損害額が5,000万円の事故で、相手との過失割合がお客さま30%、相手方70%だった場合。
 （共済金額は無制限）

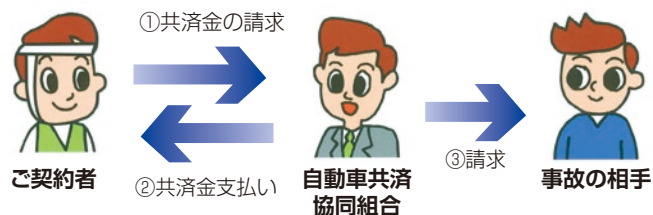


（注1）総損害額の決定は「普通共済約款（別紙）人身傷害条項損害額基準」に従い自動車共済協同組合が行います。

（注2）相手からの賠償金や労働者災害補償制度による給付等、被共済者の損害を補償するために支払われる額については、原則として損害額からその額を差し引いて共済金をお支払いします。

③事故相手との面倒な交渉は不要です

示談交渉の経過・結果に関係なく、ご契約者の総損害額に対し共済金をお支払いします。



「入通院定額給付金」

人身傷害共済金の支払い対象となる場合で被共済者の治療日数が5日以上となった場合に入通院定額給付金として10万円をお支払いします。5日目の入院または通院の日が人身傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にお支払いします。搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約をセットされている場合は「入通院定額給付金」を同時にセットすることができません。

④次の方々が補償の対象となります。

- ①記名被共済者
- ②記名被共済者の配偶者
- ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ⑤①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

●損害額の事例（有職者（65歳以上を除きます。）の平均的な損害額）

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
25歳	あり	1億円	2億円
	なし	8,000万円	2億円
35歳	あり	9,000万円	1億8,000万円
	なし	7,000万円	1億8,000万円
45歳	あり	9,000万円	1億6,000万円
	なし	7,000万円	1億6,000万円
55歳	あり	7,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円
65歳	あり	5,000万円	9,000万円
	なし	4,000万円	9,000万円

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。



医療共済金 (一時金払)	入通院が5日未満 一律1万円	死亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。 (ご契約金額)	
	入通院が5日以上 傷害の部位、症状に 応じて、普通共済約 款〈別表2〉「医療共 済金支払額基準」に 従い共済金をお支払 いします。	後遺 障害	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じてお支払い します。	
			重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、 かつ介護が必要と 認められた場合	ご契約金額の10%をお支払い します。(100万円限度)
			重度後遺障害 介護費用共済金		後遺障害共済金額の50%をお支 払いします。(500万円限度)

搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金(一時金払)の額を2倍にしてお支払いします。

自動付帯 自損事故傷害特約 (対人賠償共済に自動付帯)

ご契約者の単独事故などにより、ご契約のお車の運転者・同乗者が死傷された場合で、自賠責共済(保険)や人身傷害共済の補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。



死亡共済金	死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。
後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払い します。
介護費用共済金	重度の後遺障害*の場合で、かつ、介護を必要とする場合は、200万円をお支払いし ます。※普通共済約款に規定する一定の重度後遺障害をいいます。
医療共済金	治療が必要と認められない程度に治った日までの入院1日につき6,000円、通院1日 につき4,000円を、100万円を限度にお支払いします。

落下中
飛来中の他物との
衝突補償します



人身傷害共済をご契約の場合、ご契約のお車の人身傷害共済から総損害額に対し共済金をお支払いします。
人身傷害共済をセットされたご契約にはこの特約はセットされません。

自動付帯 無共済車傷害特約 (対人賠償共済に自動付帯)

相手方が不明・無共済(無保険)自動車との事故で
ご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺
障害が生じた場合で、相手の方から十分な補償が
得られないときに共済金をお支払いします。



1. 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支
払いします。傷害のみの場合にはお支払い
できません。

2. ご契約者が「個人」の場合、歩行中などでの無共済(無保険)自動車事故でも共済金をお支払いします。

※ただし、相手の方が負担すべき損害賠償額についてすでに人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。

お車の補償

車両共済

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の2タイプからお選びいただけます。

一般車両	偶然な事故全般について補償します。
車対車+危険限定	「車対車事故・危険限定特約」をセットし、事故の範囲を限定して補償します。

共済金をお支払いする損害	車同士の事故 (衝突・接触)	動物(注1)との事故 (衝突・接触)	自転車との事故 (衝突・接触)	飛来中・落下中の 他物との衝突	火災・爆発	盗難
一般車両	○	○	○	○	○	○ (二輪原付を除く)
車対車+危険限定	○	○	×	○	○	○ (二輪原付を除く)
共済金をお支払いする損害	落書・いたずら等	台風・たつ巻 高潮・洪水	墜落・転覆・転落	あて逃げ (相手車不明)	地震・噴火・津波	電柱・ガードレール 衝突・接触
一般車両	○	○	○	○	×	○
車対車+危険限定	○	○	×	○	×	×

○:補償します ×:補償しません (注1):人を除きます

●お支払いする共済金

損害状況	
全損の場合	ご契約の車両共済金額(協定共済価額)をお支払いします。また、車両全損時諸費用共済金として、車両共済金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。 オプションで「車両全損時諸費用倍額払特約」もあります。
分損の場合	損害額から免責金額を差し引いた金額をお支払いします。

※車両共済金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両共済金額とみなして共済金をお支払いします。



車両新価特約

自家用8車種

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故で全損または新車共済金額の50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から90日以内に、代替のお車を取得またはご契約のお車を修理される場合に限りです。



車両超過修理費用特約

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、共済金額を超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6ヵ月以内にご契約のお車を修理された場合に限りです。)

その他の特約とサービス

自動車共済ロードサービス

[専用デスク] 24時間365日 OK 0120-80-6324

※提携会社:株式会社プライムアシスタンス(PRA)

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。自動車共済協同組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。(すべての用途車種のお車が対象です。)[「自動車共済ロードサービス」]はロードアシスタンス特約によりご利用いただけます。

レッカーけん引	応急処置 (30分程度で対応可能な応急処置 主な例)	燃料切れ時の給油サービス
ご契約のお車が事故や故障等のトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、ご利用者(ご契約者)の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。 電気自動車、燃料電池自動車等の充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を含みます。	走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。 バッテリージャンピング(共済期間中3回まで)／キー閉じ込み開錠(セキュリティ装置付車両など、対象外となる場合があります。)／スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置)／脱輪・落輪の路面への引上げ／冷却水補充／など	ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、最大10ℓまで無料で、共済期間中1回に限り提供します。
		
運搬費用、応急処置費用合計で1事故につき15万円限度		
●次の場合はご利用者のご負担となります。 30分程度で対応できない場合の超過作業、バッテリー充電代・部品代、消耗品(オイル・冷却水など)代、鍵作成費用、季節用タイヤとの交換費用、チェーンの着脱作業、パンク修理、ご利用者都合による車両搬送時の有料道路通行料 など		
事前に自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となりますのでご注意ください。		

①ロードサービスをご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有係数適用期間に影響しません。

②気象状態や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。

③一部離島やロードサービス業者の立入りが困難な場所は、対応できない場合があります。

④ロードサービスの対象とならない主な場合

- ×ご利用者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- ×違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- ×借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約のお車以外の自動車での事故、故障またはトラブル
- ×地震・噴火・津波などの自然災害などに起因する場合
- ×自宅駐車場または、同等と判断できる場所での燃料切れの場合や鍵の紛失
- ×タイヤのスタックやスリップなど単なる走行困難な場合(雪道・泥道・砂浜など)
- ×修理工場から他の場所へのレッカーけん引 など

JAF会員のお客様は、自動車共済ロードサービスに加えてJAFのサービスもご利用いただけます！

JAF会員のお客様優遇サービス

- 応急処置時の部品代・消耗品代の補償！
(1共済期間中1回限り、7,000円限度)
- 燃料切れ時の給油サービスが1共済期間中2回まで！

JAF提供のロードサービス

自動車共済ロードサービスでは対象外の次の作業もご利用いただけます。

- パンク修理
- 雪道、泥道、砂地などで走行困難な状態(スタック等)からの救援
- タイヤチェーンの着脱 など

- JAF会員としてのサービスを受ける場合には、事前に自動車共済ロードサービス専用デスクに「JAF会員である」旨を必ずお知らせください。
- ご利用の際には「JAF会員証」の提示が必要です(運転者または同乗者の方がJAF会員である場合に限り)。JAF会員であることを確認できない場合は、非JAF会員として取り扱います。
- 事前に自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡がなかった場合はサービスの対象外となります。

ロードサービスご利用にあたって

- 自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
- ロードサービスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その作業の超過分についてはご利用者のご負担となります。
- けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応できないことがあります。
- ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- 上記は「自動車共済ロードサービス」の概要を記載しています。詳しくは「ロードアシスタンス利用規定」をご確認いただくか、国公共済会までおたずねください。

営業用自動車以外

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合に、発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用を共済金としてお支払いします。

宿泊費用共済金 	移動費用共済金 	引取費用共済金
事故現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する場合に、ご利用者にご負担された1泊分の費用(飲食費用除く。)をお支払いします。	事故現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地への移動するために、ご利用者にご負担された交通費をお支払いします。 ※レンタカー・タクシーをご利用の場合は1事故1台につき2万円限度となります。	修理後のお車を引き取るために要した修理工場等への往路1名分の交通費をお支払いします。 ※レンタカーの利用は除きます。
1事故1名につき 宿泊費用(1泊)1万円限度	1事故1名につき 移動費用2万円限度	1事故1名のみ 往路交通費15万円程度

⚠ 「ロードアシスタンス特約」の運搬費用のお支払い対象となる場合に限りです。

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合^{*1}または事故により損害が生じた場合に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払対象期間^{*2}に利用した1日当たりのレンタカー費用を共済金日額を限度にお支払いします。

「代車費用特約」と「代車費用の補償日数に関する特約」の違い

補償範囲 補償タイプ	レッカーけん引する場合		レッカーけん引しない場合		お支払い対象期間	
	事故	故障	事故	故障	事故	故障
代車費用(事故・故障15日)	○	○	○	×	15日	15日
代車費用(事故30日・故障15日) (代車費用の補償日数に関する特約をセット)					30日	15日

⚠ ※1：ロードアシスタンス特約の「運搬費用」のお支払い対象となる場合に限りです。
 ※2：お支払い対象期間は、「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」かつ「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて15日」を限度とします。ただし、「代車費用の補償日数に関する特約」をセットすることにより、事故の場合に限りお支払い対象期間を「30日」に延長することができます。

自動車共済ロードサービス専用デスクフリーダイヤル

0120-80-6324 



他車運転特約

自家用8車種

個人

記名被共済者とそのご家族^{*1}が他人の自動車^{*2}を臨時に借用して運転中^{*3}または、記名被共済者の業務に従事中の使用人が自ら運転者として臨時代替自動車を運転中に生じた事故に対し、ご契約の自動車共済からご契約者のお車を運転中の事故とみなしてご契約条件で共済金をお支払いします。

対象となる共済

- 対人賠償共済 ●対物賠償共済 ●人身傷害共済 ●車両共済^{*4} ●自損事故傷害特約
●無共済車傷害特約 ●臨時費用特約



- ※1：「ご家族」とは、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)をいいます。
※2：記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が、所有または主として使用する自動車を除きます。
※3：駐車または停車中を除きます。
※4：他人のお車の損害はご契約のお車に車両共済がセットされている場合のみ対物賠償共済金額を限度に時価額限度で補償されます。ただし、ご契約のお車の補償範囲に限りです。



他車運転特約(二輪・原付)

個人

記名被共済者とそのご家族^{*1}が他人の自動車(二輪・原付)^{*2}を臨時に借用して運転中^{*3}または、記名被共済者の業務に従事中の使用人が自ら運転者として臨時代替自動車(二輪・原付)を運転中に生じた事故に対し、ご契約の自動車共済からご契約者のお車(二輪・原付)を運転中の事故とみなしてご契約条件^{*4}で共済金をお支払いします。

対象となる共済

- 対人賠償共済 ●対物賠償共済 ●人身傷害共済 ●自損事故傷害特約
●無共済車傷害特約 ●臨時費用特約



- ※1：「ご家族」とは、記名被共済者の配偶者、記名被共済者またはその配偶者の同居の親族、別居の未婚の子(婚姻歴のない方)をいいます。
※2：記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が、所有または主として使用する自動車(二輪・原付)を除きます。
※3：駐車または停車中を除きます。
※4：車両共済がセットされているご契約の場合でも、車両共済は補償されません。



原付バイク特約

自家用8車種

記名被共済者、その配偶者、これらの方の同居の親族・別居の未婚のお子さま(婚姻歴がない方)が125cc以下の原付(借用原付を含む。)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。補償される事故の範囲は2タイプからお選びいただけます。

○…共済金をお支払いします ×…共済金をお支払いしません

ご契約タイプ	適用される補償	対人賠償共済	対物賠償共済	人身傷害共済	自損事故傷害特約
人身傷害タイプ		○	○	○	×
自損傷害タイプ		○	○	×	○



弁護士費用特約

被共済者が自動車事故により身体への被害や所有財物被害を受けて、損害賠償請求のために相手側との交渉を弁護士に依頼する場合や、法律上の損害賠償請求を行うために実際にかかった弁護士費用などをお支払いします。

被害事故弁護士費用共済金

自動車共済協同組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

被害事故法律相談・書類作成費用共済金

弁護士・司法書士または行政書士に法律相談や書類作成を行う場合に、自動車共済協同組合の同意を得て支出される法律相談費用について、対象事故1回につき、被共済者1人あたり10万円を限度としてお支払いします。



被共済自動車の入替自動補償特約

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に自動車共済協同組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件を満たした場合には、入替自動車をご契約のお車とみなします。



運転者年齢条件特約

自家用3車種+二輪・原付

記名被共済者が個人の場合

年齢条件の適用範囲

次の①～④までに該当する方々の中で、設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故に限り共済金をお支払いします。

- ① 記名被共済者ご本人
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①～③までの方の業務(家事を除く)に従事中的使用人

記名被共済者の年齢区分

年齢条件を以下のいずれかに設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合では、共済掛金が異なります。

・21歳以上補償 ・26歳以上補償 ・30歳以上補償 ・35歳以上補償

21歳以上
補償

26歳以上
補償

30歳以上
補償

35歳以上
補償



21



26



30



35



ご契約のお車が原動機付自転車の場合、年齢問わず補償、年齢21歳以上補償のいずれかとなります。



運転者本人限定特約

自家用3車種

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者本人に限定することができます。記名被共済者本人がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。



運転者本人・配偶者限定特約

自家用3車種

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とその配偶者に限定することができます。記名被共済者またはその配偶者がお車を運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

		運転者限定特約			運転者 年齢条件
		本人 限定	本人・配偶者 限定	限定 なし	
運転者 の 範 囲	① 記名被共済者	○	○	○	適用 します
	② 記名被共済者の 配偶者	×	○	○	
	③ ①・②の同居の親族	×	×	○	
	④ ①～③のいずれか の方の業務に従事中 の使用人	×	×	○	
	⑤ ①・②の別居の 未婚のお子さま	×	×	○	適用 しません
	⑥ ①～⑤以外の方	×	×	○	

○…共済金をお支払いします ×…共済金をお支払いできません

自動車に関する割引制度



ASV割引

自家用
3車種

ご契約のお車(自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車)が、次の条件を満たす場合に適用します。

- 一定のAEB(衝突被害軽減ブレーキ)装置を装備した自動車
- 共済契約の始期日が、型式が発売された年度に3を加算した年の12月までの自動車



新車割引

自家用
3車種

ご契約のお車(自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車)の初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日が属する年月までの経過月数が49か月以内のお車に適用します。



エコカー割引

自家用
3車種

ご契約のお車(自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車)が電気自動車、ハイブリット車または圧縮天然ガス自動車のいずれかで、初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日が属する年月までの経過月数が13か月以内のお車に適用します。



福祉車両割引

ご契約のお車が、消費税の優遇される対象自動車(「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」)である場合に適用します。



(注)ご契約のお車がエコカー割引と福祉車両割引の両方を適用できる場合には福祉車両割引が優先されます。

ノンフリート等級別割引・割増制度

ノンフリート等級制度は、ご契約のお車1台ごとに「1～20等級の区分」と「無事故・事故有の区分」により掛金が割引・割増される制度です。

等級

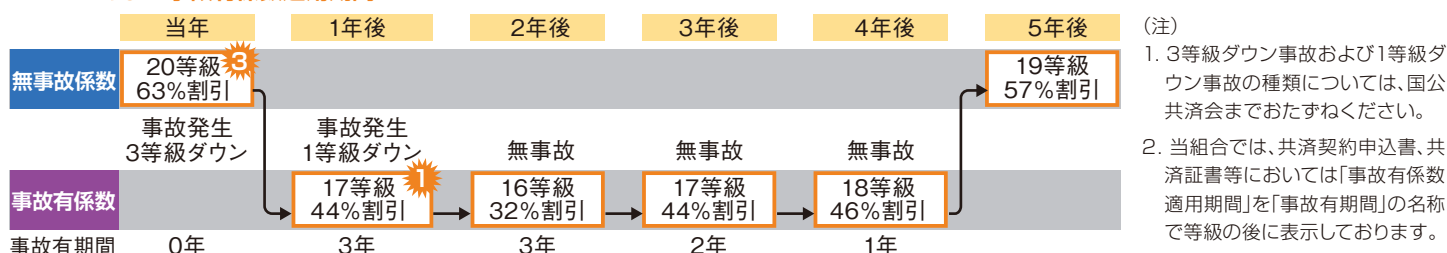
ご契約期間中に事故がなかった場合は、継続後のご契約に適用される等級が1つ上がります。

一方、ご契約期間中に等級ダウン事故が起きた場合は、継続後のご契約に適用される等級は、3等級ダウン事故1件につき3つ、1等級ダウン事故1件につき1つダウンします。

事故有係数適用期間

継続前のご契約に事故があった場合に、「事故有係数」の割引・割増率を適用する期間をいいます。事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故1件につき3年間、1等級ダウン事故1件につき1年間で、6年間を限度に積算され、1年経過するごとに1年減算します。

《適用例》当年度契約(20等級)で3等級ダウン事故³が1件、1年後にも1等級ダウン事故¹が1件あった場合に適用される等級(割引・割増率)および事故有係数適用期間



ノーカウント事故

下記のいずれかのみ事故または下記の事故の組み合わせの事故をいいます。(事故件数には数えません)

- | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|-------------------|---|
| ①人身傷害共済 | ⑤心神喪失等による事故の被害者
救済費用特約 | ⑨原付バイク特約(人身傷害タイプ) | ⑭普通共済約款基本条項の「無過失事故に
関する特則」の定めにより車両共済金を
支払わなかったものとして取り扱う事故 |
| ②搭乗者傷害共済 | ⑥無共済車傷害特約 | ⑩原付バイク特約(自損傷害タイプ) | |
| ③車両共済の費用(応急処置
費用、運搬費用、引取費用) | ⑦代車費用特約 | ⑪弁護士費用特約 | |
| ④被害者救済費用特約 | ⑧ロードアシスタンス宿泊移動費用特約 | ⑫臨時費用特約 | |
| | | ⑬ロードアシスタンス特約 | |

1等級ダウン事故

「車両共済事故のみ」または「車両事故およびノーカウント事故の組み合わせのみの事故」で、事故の原因が次のいずれかに該当する事故をいいます。

- | | | |
|--|--|--|
| ①火災または爆発(他物-飛来中または落下中の
物を除く-との衝突もしくは接触または転覆
もしくは墜落によって生じた火災・爆発を除く) | ④台風、たつ巻、洪水または高潮 | ⑦上記のほか、偶然な事故によって生じた損害(他物
との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落を
除く) |
| ②盗難 | ⑤落書・いたずら(ご契約のお車の運行によるもの
およびご契約のお車と他の自動車との衝突また
は接触によるものなどを除く) | |
| ③騒じょうまたは労働争議にともなう暴力行為・
破壊行為 | ⑥飛来中または落下中の他物との衝突 | |

3等級ダウン事故

「ノーカウント事故」および「1等級ダウン事故」のいずれにも該当しない事故をいいます。

継続契約(前契約があるご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率表

(割増は+、割引は-で表示しています。)

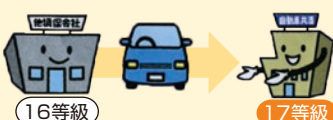
ご契約に適用する係数	等級別割引・割増率 (単位: %)																			
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数																				
事故有係数	+108	+63	+38	+7	-2	-13	-27	-38	-44	-46	-48	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-56	-57	-63

新規契約(前契約がないご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率表

	等級	割引・割増率
初めてのご契約	6S	3%割増
複数所有新規契約*	7S	38%割引

ご契約中の自動車保険契約*に適用されている等級および事故有係数適用期間を、自動車共済でも引き継ぎます。

※JA共済、全労済等でご契約の共済契約を含みます。



⚠ 複数所有新規契約とは、新たに取得された2台目以降のお車の共済契約で、所定の条件を満たしているご契約が対象となります。詳しくは国公共済会までおたずねください。

自動車共済のしくみ

国公共済会を通じて、原則として組合員(契約者)の勤務地に対応する
自動車共済協同組合に加入していただくことになります。

契約は

各单位共済会(単組)を窓口、国公共済会を通じて、各エリアの自動車共済協同組合と団体扱いで契約をします。【共済証書は、組合員(契約者)の自宅あてに郵送になります。】

事故の対応は

組合員(契約者)と各エリアの自動車共済協同組合が直接対応します。

事故処理は

各自動車共済協同組合の地域の支部あるいは各地域のサービスセンターに専門の職員がおり、この職員が親切に事故処理にあたります。必要な場合には顧問弁護士も含めて示談交渉にあたりますのでご安心ください。

自動車事故の連絡先 24時間事故受付	
北海道	☎0120-252-924
東北	☎0120-24-6250
関東	各支部の事故受あるいは夜間・休日専用の ☎0120-89-8819
中部	☎052(872)1151 あるいは夜間・休日専用の ☎0120-365-625
西日本	☎0120-242-365

- 示談交渉サービス:対人賠償事故・対物賠償事故の場合、被害者の同意の上、示談交渉サービスを行います。
- 一方的な被害事故でも、親切に相談・アドバイスをを行います。

●事故が起きた時のお願い!!

1.事故発生のご連絡はお早めをお願いします。

ご契約者からの的確な事故報告があって初めて早期解決が可能です。

2.警察への事故届けをしてください。

事故状況が明確になっていれば、事故の早期解決をはかることができます。

3.相手方に対する安易な約束や全面賠償の約束をしないでください。

自動車共済協同組合とのご相談なしで負担割合などの約束をした場合、共済金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

お申し込みの方法

ご準備ください。

- ①加入する車の車検証(自動車検査証)のコピーと自動車検査証記録事項のコピー
- ②他の自動車保険(共済)から切り替える方は、その保険証券(共済証書)のコピーおよび満期通知[ウラ・オモテ]のコピー。
(契約者名・記名被保険(共済)者・ノンフリート等級等がわかるもの)
- ③国公共済会自動車共済加入登録書

自動車共済加入登録書に必要事項を記入・捺印。

ご希望により、セットしたい「人身傷害共済」や「車両共済」などをご記入ください。

車両共済をご希望の方は、「車名」「型式」「仕様」「初度登録年月または初度検査年月」「車両価格(新規購入車両のみ)」「付属品」をご記入下さい。

前契約および加入歴を必ずご記入ください。

万一、「前契約(または加入歴)がない」と偽って申し込みをされた場合、告知義務違反となり、ご契約が解除されたり、共済金が支払われない場合もありますので、ご注意ください。

国公共済会へ①②③を送付。

(前契約のない方は②は必要ありません。)

●お急ぎの場合は、電話で確認後、①②③をFAXした後、郵送【〇月〇日FAX済みと記載】してください。

国公共済会は、お送りいただいた書類に基づき、各エリアの自動車共済協同組合へ加入手続きを行った後、各单位共済会あてに掛金のお知らせをします。

- ◆共済掛金は原則として年払いです。(12回分割払いも取扱いますが、手数料5%がかかります)
- ◆個人口座からの自動引落しが出来ます。

FAX自動車共済見積りシート

この見積りシートに必要事項をご記入の上、車検証と自動車検査証記録事項と現在ご契約の自動車保険証券(または更新のご案内)と一緒にFAXかメールをしてください。自動車共済係から折り返し見積り書をお送りいたします。

●ご契約者について(組合員)			申 込 日		年 月 日	
使用地域	北海道・東北・関東・中部・西日本・沖縄		メールアドレス		@	
フリガナ		性 別	年 齢	電 話	()	
お 名 前		男 女	歳	FAX	☐ ご自宅 ☐ その他 ()	
所属組合				生年月日	S・H	年 月 日

●主に車を運転される方について(記名被共済者)(ご契約者本人以外の場合のみご記入ください)

フリガナ		性 別	ご契約者(組合員)との関係			
お 名 前		男 女	☐ 配偶者 ☐ 同居親族 ☐ 別居扶養親族 生年月日 S・H 年 月 日 歳			

●現在のご契約について

現在ご加入中の保険会社(共済)名	満 期 日	現在の等級(事故有期間)	契約期間内の事故の有無
	年 月 日	等級 年	☐ なし ☐ 有り(件)

●お車について

車名	型式	初度登録(年式)	グレード	価格
		H・R 年 月		万円

●お見積りする補償について

年 齢 条 件	☐ 年齢問わず ☐ 21歳以上 ☐ 26歳以上 ☐ 30歳以上 ☐ 35歳以上		
対 人 賠 償	無制限		
対 物 賠 償	☐ 無制限 ☐ 2000万円 ☐ 1000万円	対物賠償免責	☐ 0万円 ☐ 3万円
搭 乗 者 傷 害	☐ 1000万円 ☐ 500万円 ☐ 希望しない(人身傷害補償を付帯する場合のみ)		
人身傷害補償	☐ 無制限 ☐ 1億円 ☐ 5000万円 ☐ 3000万円 ☐ 希望しない		
車 両 共 済	タイプ	☐ 一般車両 ☐ 車対車+危険限定 ☐ 希望しない	
	免責金額	☐ 0万円 ☐ 0-10万円(1回目の事故0万円 2回目以後10万円) ☐ 5-10万円(1回目の事故5万円 2回目以後10万円)	
各種特約	代車費用特約 ☐ 事故 30日・故障 15日 ☐ 事故 15日・故障 15日 (代車日額 軽四輪(乗用・貨物)車:5000円 軽四輪(乗用・貨物)車以外の自家用8車種: ☐ 5000円 ☐ 7000円 ☐ 10000円)		
	ロードアシスタンス宿泊移動費用特約 ☐ 希望する ☐ 希望しない		
	☐ 運転者本人・配偶者限定特約 ☐ 運転者本人限定特約 ※いずれか一つの特約のみ付帯できます。		
	原付バイク特約 ☐ 自損傷害タイプ ☐ 人身傷害タイプ ※北海道および中部地域は自損傷害タイプのための付帯です。 弁護士費用特約 ☐ 希望する ☐ 希望しない		

■車種・等級などによって加入制限がある場合があります。■現在のご契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険(共済)者を確認のうえで等級がきまります。

お預かりした個人情報は、国公共済会の共済事業以外には使用しません。

二輪・原付用 FAX自動車共済見積りシート

この見積りシートに必要な事項をご記入の上、車検証（原付の場合は市町村が発行する標識交付証明書）と自動車検査証記録事項と、現在ご契約の保険がある場合は、保険証券（または更新のご案内）と一緒にFAXかメールで送付ください。自動車共済係から折り返し見積書をお送りいたします。（こちらの都合により1、2日お待ちいただくことがあります。）

●ご契約者について（組合員）

使用地域			北海道・東北・関東・中部・西日本・沖縄		申込日		年 月 日	
フリガナ			性 別		年 齢		電 話	
お 名 前			男 女		歳		FAX	
所属組合			生年月日		S・H		年 月 日	

●主にバイクを運転される方について（記名被共済者）（ご契約者本人以外の場合のみご記入ください）

フリガナ		性 別		ご契約者（組合員）との関係	
お 名 前		男 女		☐ 配偶者 ☐ 同居親族 ☐ 別居扶養親族	
		生年月日		S・H 年 月 日 歳	

●現在のご契約について

現在ご加入中の保険会社（共済）名	満 期 日	現在の等級（事故有期間）	契約期間内の事故の有無
	年 月 日	等級 年	☐ なし ☐ 有り（ 件）

●お車について

車名	型式	初度登録（年式）	グレード
		H・R 年 月	

●お見積りする補償について

プラン	対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害
☐ A	無制限	無制限	500万（医療共済金倍額払）
☐ B	無制限	無制限	300万（医療共済金倍額払）
☐ C	無制限	無制限	200万（医療共済金倍額払）
☐ D	無制限	1000万	500万（医療共済金倍額払）
☐ E	無制限	1000万	300万（医療共済金倍額払）
☐ F	無制限	1000万	200万（医療共済金倍額払）
☐ G	無制限	500万	500万（医療共済金倍額払）
☐ H	無制限	500万	300万（医療共済金倍額払）
☐ I	無制限	500万	200万（医療共済金倍額払）
※北海道地域の搭乗者傷害は200万のみ			
対物免責	☐ 0万円 ☐ 3万円		
年齢条件	☐ 全年齢 ☐ 21歳以上 ☐ 26歳以上 ☐ 30歳以上 ☐ 35歳以上 ※原付は「全年齢」と「21歳以上」のみ		
各種特約	ロードアシスタンス宿泊移動費用特約 ☐ 希望する ☐ 希望しない 弁護士費用特約 ☐ 希望する ☐ 希望しない		

■車種・等級などによって加入制限がある場合があります。■現在のご契約の契約者・契約車両・事故歴の有無・記名被保険（共済）者を確認のうえで等級がきまります。

お預かりした個人情報、国公共済会の共済事業以外には使用しません。

ご加入にあたって(必ずお読みください)

●加入できる方

国公共済会の組合員の方です。ご加入のときは1台目の初回のみ、利用料1,000円が必要となります。

【5等級以下の方の加入について】

他の自動車保険(共済)から切り替える場合、乗り入れ時のノンフリート等級が5等級以下となる方の加入については別途手続きが必要です。

加入手続きを行う前に必ず国公共済会にご連絡ください。

(お引き受けできない場合もございますので、前契約の満期日よりゆとりをもってご連絡ください。)

◆なお、酒気帯び・酒酔い・暴走運転等・不法行為による事故がある場合は、ノンフリート等級の如何に関わらず契約のお引き受けをお断りすることがあります。

●加入できる車

組合員、組合員の配偶者またはその同居の親族(別居の組合員の扶養親族を含む)が使用・所有する次の自家用自動車が対象です。

- ①自家用普通乗用車
- ②自家用小型乗用車
- ③自家用軽四輪乗用車

- ④自家用小型貨物車
- ⑤自家用軽四輪貨物車
- ⑥自家用普通貨物車〔最大積載量0.5トン以下〕
- ⑦自家用普通貨物車〔最大積載量0.5トン超2トン以下〕
- ⑧キャンピング車*
- ⑨二輪自動車
- ⑩原動機付自転車

※キャンピング車とは、『車検証(自動車検査証)』で「用途」が「特種」で、かつ「車体の形状が」「キャンピング車」の車両が該当します。

●運転者の年齢条件特約・限定特約

運転者年齢条件特約、運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約をセットしたご契約の場合、条件に該当しない方が運転中に生じた事故に対しては共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

◆自家用(軽四輪・小型)貨物車、自家用普通貨物車、キャンピング車は「年齢を問わず補償」のみ、原動機付自転車は「年齢を問わず補償」と「21歳以上補償」のみです。

◆運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約を付帯することができます。(自家用普通・小型・軽四輪乗用車が対象)

●共済金をお支払いできない主な場合

	契約者または被共済者の故意により生じた事故による損害・傷害	契約者または被共済者の重大な過失により生じた事故による損害・傷害	酒酔い・無免許・麻薬等運転中に生じた事故による損害・傷害	台風・洪水・高潮による損害・傷害	地震・噴火またはこれらによる津波による損害・傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償
対人賠償共済	×	○	○	×	×	×
対物賠償共済	×	○	○	×	×	×
人身傷害共済	△	△	△	○	×	
搭乗者傷害共済	△	△	△	○	×	
無共済車傷害特約	△	△	△	×	×	
自損事故傷害特約	△	△	△	○	×	
車両共済	×	×	×	○	×	

○: 共済金をお支払いします。 ×: 共済金をお支払いしません。 △: 当該被共済者の傷害についてはお支払いしません。

 上記以外にも、お支払いできない場合があります。共済証書と一緒に送付する自動車共済約款またはWEB約款をご確認ください。

- その他の重要事項**

- 共済代理所である国公共済会は、各自動車共済協同組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって共済代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、各自動車共済協同組合と直接契約されたものとなります。
 - このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項説明書」をご覧ください。なおご不明な点は、共済代理所または各自動車共済協同組合におたずねください。
 - 各自動車共済協同組合は、共済契約に関する個人情報、共済契約の履行、付帯サービスの提供、他の共済商品・各種サービスの内容・提供等を行うために利用し、業務委託先(共済代理所を含みます。)、再共済組合等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、法令により限定された目的以外の目的に利用しません。
 - 自動車共済は、各自動車共済協同組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
 - 各自動車共済協同組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。



〈共済代理所〉



国公共済会



0120-550-935

携帯電話からは **03-6807-5710**

※2020年11月24日から電話番号が変更になりました。

〈元受共済協同組合〉

北海道自動車共済協同組合	〒065-0030	札幌市東区北三十条東1-3-2	☎011-721-5233
東北自動車共済協同組合	〒980-0001	仙台市青葉区上杉1-9-15	☎022-264-1188
関東自動車共済協同組合	〒231-0003	横浜市中区北仲通3-33	☎045-212-1855
中部自動車共済協同組合	〒466-0053	名古屋市昭和区滝子町30-16	☎052-872-1222
西日本自動車共済協同組合	〒812-0007	福岡市博多区東比恵2-15-25	☎092-441-5901

個人情報の取り扱いについて

●国公共済会では、個人情報の保護について、当理事会で決定された「個人情報保護要綱」に基づき、加入者のみなさんの情報について適正な管理と保護に努めています。●国公共済会がお預かりしている個人情報については、国公共済会の事業以外に使用することはありません。●国公共済会がお預かりしている個人情報の開示、訂正、利用停止等の申出は、表紙記載の連絡先をお願いいたします。